

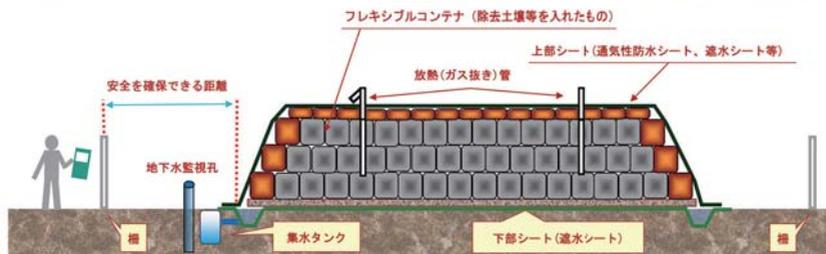
除染に伴って生じた土壌（除去土壌）等は、一定期間、「仮置場」等で安全に保管されます。

仮置場の基本構造および管理・点検
（国管理の仮置場の例）

- 除去土壌等を入れた保管容器
- 非汚染土を入れた「遮へい土のう」



仮置場における除去土壌等の保管状況



環境省作成

除染で取り除いた土壌等（除去土壌等）は、一時的な保管場所（仮置場又は現場保管場所）で保管・管理します。

具体的には、除去土壌等は水を通さない層（遮水シート等）の上で容器（フレキシブルコンテナ等）に入れて、汚染されていない土壌を詰めた土のう等を設置する等の方法で、仮置場の敷地境界での空間線量率が、周辺と同水準になる程度まで遮へいを行います。

また、遮水シート等で覆うことにより、除去土壌等自体の飛散・流出を防ぎ、さらに雨水等の流入と地下水等の汚染を防ぎます。

さらに、定期的に放射線量の測定、地下水の放射性物質濃度の測定等を実施します。

公衆から遠ざける（距離を確保する）という観点から立入禁止、作業者の被ばくを抑えるという観点から作業時間の短縮等についても考慮します（上巻P174「外部被ばくの低減三原則」）。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2023年3月31日